

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款

建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）又はこれに係る軽微変更該当証明申請書（以下合わせて「確保計画等」という。）の提出者及び申請者（以下「甲」という。）と一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（提出書類及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「一般財団法人愛知県建築住宅センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程」（別途定める「建築物エネルギー消費性能適合性判定料金規程」を含む）（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

### （甲の責務）

第1条 甲は、規程第7条の確保計画等を乙に提出又は申請（以下単に「提出」という。）しなければならない。

2 甲は、乙が提出された書類のみでは判定業務を行うことが困難であると認めて請求した場合は、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の計画その他必要な情報の追加書類を速やかにかつ正確に乙に提供しなければならない。

3 甲は、規程に基づき算定された額の手数料を、この契約が締結された日（以下「契約日」という。）までに支払わなければならない。ただし、乙が別に定める方法による場合はこの限りでない。

4 甲は、乙の判定審査において、対象建築物の計画に関し乙がなした性能基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日まで速やかに提出図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

### （乙の責務）

第2条 乙は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、判定業務を行わなければならない。

2 乙は、規程第11条に規定する業務期日までに建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下「通知書等」という。）を交付し、又は適合しない旨の通知書など、通知書等を交付できない旨の通知（以下「交付できない通知書等」という。）をしなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

### （業務期日）

第3条 乙の業務期日は、次に定める期日までとする。

2 業務期日は、引受承諾書の日付から14日を経過する日とする。

3 乙は前項にかかわらず、引受承諾書の日付から14日以内に甲に通知書を交付することができない次に掲げる各号に該当する場合は、甲と協議の上28日の範囲内において、その期間を延長することができる。

（1）提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項が不十分であるとき。

（2）提出書類に記載された内容に明らかな虚偽があるとき。

（3）判定に必要な甲の協力が得られなかったことその他乙の責めに帰することのできない事由により、判定を行えなかったとき。

（4）適合判定料金が納入期日までに納入されていないとき。

4 乙は、第三者の妨害、天災その他のセンターに帰することのできない事由により、第3項及び前2項に定める業務期日までに前条第2項の通知書等又は交付できない通知書等を交付することが

できない場合は、甲に対して、その理由を明示のうえ、必要と認められる日数分業務期日を延期することができる。

- 5 前2項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払期日)

第4条 甲は、乙から引受承諾書を交付された場合は、この約款に基づき契約を締結したものとし、乙が認める場合を除き、支払期日は引受承諾書交付時とする。ただし甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

(料金の支払方法)

第5条 甲は、規程に定める判定料金を、現金又は銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、乙と協議の上別の納入方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は甲の負担とする。

(通知書交付前の変更依頼)

第6条 甲は通知書の交付前までに甲の都合により確保計画を変更する場合は確保計画の提出を取り下げ、別件として再度提出を行わなければならないものとし、この場合は、元の判定に係る契約は解除される。

- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の確保計画の提出を取り下げ、別件として改めて乙に確保計画を依頼しなければならない。  
3 前項に規定する提出の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、判定業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合  
(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって提出を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除(提出の取り下げ)のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに料金を支払わない場合  
(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

(3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に通知書等又は交付できない通知書等を交付することができないとき

2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の免責)

第9条 乙は、判定業務を実施することにより、甲の確保計画等の提出に係る建築物が建築基準法(昭和25年法律第201号)及びその他法令並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、判定業務を実施することにより、甲の確保計画等の提出に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出した確保計画等に虚偽があることその他の事由により、適切な判定業務を行うことができなかつた場合は、当該判定業務の結果に責任を負わないものとする。

#### (秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 既に公知の情報である場合

(2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(3) 所管行政庁から求められた場合

#### (別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

#### (附則)

この約款は平成29年4月1日より施行する。